

令和7年度 大阪府議会広報動画制作及び 配信業務に係る企画提案公募要領

大阪府議会（以下「府議会」という）では、府議会の取組みや活動を府民に分かりやすく伝え、府議会への関心や理解を高めることを目的に「大阪府議会広報動画制作及び配信業務」を実施します。

本業務については、より効果的かつ効率的に実施するため、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、仕様書に定める業務を受託する事業者を企画提案公募により募集します。

1 業務名

令和7年度大阪府議会広報動画制作及び配信業務

(1) 業務の趣旨・目的

府議会の取組みや活動を府民に分かりやすく伝え、府議会への関心や理解を高めることを目的として、大阪府議会公式 YouTube チャンネル（以下「府議会 YouTube チャンネル」という。）を活用することにより、府議会活動に対する無関心な層も番組が観たくなるなど、注目を集めるようなインパクトの強い番組を企画・制作し、配信する取組みを実施します。

(2) 業務委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(3) 業務概要

別紙、「仕様書」のとおり

(4) 委託上限額

22,946千円（消費税及び地方消費税を含む）

2 スケジュール

令和7年7月1日（火曜日）	公募開始
令和7年7月8日（火曜日）	説明会開催
令和7年7月15日（火曜日）午後5時	質問受付締切
令和7年8月4日（月曜日）午後5時	提案書類受付締切
令和7年8月中下旬	選定委員会
令和7年9月上旬	契約締結
令和8年3月31日（火曜日）	事業終了

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定す

る準禁治産者

- ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
 - ク 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 府の区域内に事業所を有する者であっては、府税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (7) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。
- ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和 2 年大阪府規則第 61 号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第 3 条第 1 項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）
 - イ 暴力団排除措置規則第 9 条第 1 項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）
 - ウ 暴力団排除措置規則第 3 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (8) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）第 2 条第 4 項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けていない者であること。

4 応募の手続き

本業務の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要領の配布及び応募書類等の受付

ア 配布期間

令和7年7月1日（火曜日）から令和7年8月4日（月曜日）まで
（ただし、令和7年7月1日（火曜日）は午後2時から）

イ 公募要領の配布方法

大阪府議会ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/gikai/index.html>

（窓口・郵送による配布は行いません。）

ウ 受付期間

令和7年7月1日（火曜日）から令和7年8月4日（月曜日）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで。正午から午後1時を除く。）

エ 提出方法

書類は、受付場所に持参又は郵送により提出してください。また、持参による提出の場合
は、混雑を避けるため、事前に電話連絡をお願いします。

※郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法で令和7年8月4日（月曜日）必着に
してください。

※電子メールによる提出は認めません。

※期間内に書類が到達しない場合は本事業に参加することはできません。

オ 受付場所及び提出先

大阪府議会事務局総務課広報グループ

住所：〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目1-22 大阪府庁本館1階

電話番号：06-6944-9354

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで。）

カ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類

ア 応募申込書（様式1：1部）

イ 企画提案書（様式2：正本1部、副本20部、別添仕様書に基づき作成）

* 企画提案書を補足する資料については、様式自由

ウ 応募金額提案書（様式3：正本1部、副本20部）

エ 類似事業実績申告書（様式4：正本1部、副本20部）

オ 共同企業体で参加の場合

① 共同企業体届出書（様式5：1部）

② 共同企業体協定書（写し）（様式6：1部）

③ 委任状（様式7：1部）

④ 使用印鑑届（様式8：1部）

- カ 誓約書（参加資格関係）（様式9：1部）
- キ 事業実施体制の組織表（様式自由：正本1部、副本20部、各構成員の役割分担等が明示されているもの）
- [添付書類]（正本1部を提出してください。共同企業体すべての構成員分を提出してください）
- ク 定款又は寄付行為の写し（1部）（原本証明してください。）
- ケ ① 法人登記簿謄本（1部）
- ・ 法人の場合に提出してください。
 - ・ 発行日から3カ月以内のもの
- ② 本籍地の市区町村が発行する身分証明書（1部）
- ・ 個人の場合に提出してください。
 - ・ 発行日から3カ月以内のもの
 - ・ 準禁治産者、破産者でないことが分かるもの
- ③ 法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（1部）
- ・ 個人の場合に提出してください。
 - ・ 発行日から3カ月以内のもの
 - ・ 「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明
- コ 納税証明書（各1部）（未納がないことの証明：発行日から3カ月以内のもの）
- ① 大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書
- ・ 大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。
- ② 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- サ 財務諸表の写し（1部：最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分）
- ① 貸借対照表
- ② 損益計算書
- ③ 株主資本等変動計算書
- シ 障害者雇用状況報告書の写し（1部）
- a 常時雇用労働者数が40.0人以上の事業主の場合
- ・ 「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が40.0人以上）に義務化されている「障害者雇用状況報告書（様式第6号）」の写し
 - ・ 令和7年6月1日現在の状況について記載したもので本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの（インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出してください。）
- b 常時雇用労働者数が40.0人未満の事業主の場合
- ・ 「障がい者の雇用状況について」（様式10）
- (3) 応募書類の返却
- 応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんので、ご了解ください。
- なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。
- (4) 応募書類の不備
- 応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(5) 企画提案書類の著作権

企画提案書類の著作権は、提案者に帰属します。ただし、大阪府議会が当該募集に関する報告等のため、企画提案書類の内容を無償で使用できるものとします。

(6) その他

ア 応募は1者1提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

イ 応募書類の提出に際しては、正本、副本それぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出してください。応募書類は電子媒体（CD-R等）での提出もお願いします。

ウ 表紙及び背表紙については、提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。

<記入例> 「令和7年度 大阪府議会広報動画制作及び配信業務」提案書
株式会社〇〇（法人名）

エ 書類提出後の差し替えは原則認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。

オ 提出書類に虚偽の記載をした者は、本件への参加資格を失うものとします。

5 説明会

(1) 開催日時

令和7年7月8日（火曜日） 午後2時から

(2) 開催場所

大阪市中央区大手前2丁目1-22 大阪府庁本館1階

大阪府議会 第三委員会室

来庁の際は、公共交通機関をご利用ください。

(3) 申込方法

電子メール（メールアドレス：gikaiweb@gbox.pref.osaka.lg.jp）でお申し込みください。

※「件名」に「【説明会申込】令和7年度大阪府議会広報動画制作及び配信業務」、本文に「(1) 事業者名、(2) 参加者の職・氏名、(3) 連絡先電話番号、参加人数（応募者1者につき2名まで）」と明記のうえ、申込みください。

※電子メール送信後、必ず電話連絡をお願いします。

連絡先：大阪府議会事務局総務課広報グループ 06-6944-9354

（土曜日、日曜日を除く。午前10時から午後5時まで）

※電子メール以外（口頭、電話等）による申し込みは受け付けません。

※説明会は質疑応答の時間は設けておりません。

質問がある場合は、「6 質問の受付」の方法により提出してください。

(4) 申込期限

令和7年7月7日（月曜日）正午まで

6 質問の受付

(1) 受付期間

令和7年7月1日（火曜日）から令和7年7月15日（火曜日） 午後5時まで

(2) 提出方法

電子メール（メールアドレス：gikaiweb@gbox.pref.osaka.lg.jp）で受け付けます。

なお、「件名」に「【質問】令和7年度大阪府議会広報動画制作及び配信業務（事業者名）」と明記してください。

※電子メール送信後、必ず電話連絡をお願いします。

連絡先：大阪府議会事務局総務課広報グループ 06-6944-9354

（土曜日、日曜日を除く午前10時から午後5時まで）

※電子メール以外（口頭、電話等）による質問は受け付けません。

(3) 質問への回答

令和7年7月18日（金曜日）までに大阪府議会ホームページ

(<https://www.pref.osaka.lg.jp/gikai/index.html>) に掲載し、個別には回答しません。

7 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2) の審査基準・配点に基づき、大阪府議会議員と外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、選定委員会による多数決により最優秀提案事業者を決定します。また、同数の場合は、提案金額の安価な提案事業者を最優秀提案事業者とします。

イ 審査は、書類審査とプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行います。プレゼンテーション審査にパワーポイント等を使用する場合は、企画提案書の提出の際に必ず協議してください。※協議がなかった場合はパワーポイント等の機材は使用できませんので、ご了承ください。

・選定委員会開催日 令和7年8月中下旬（予定）

※詳細については、別途連絡します。

・選定委員会場所 大阪府大手前庁舎内 会議室

ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点未満の場合は採択しません。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ 最優秀提案者は特別の理由がない限り、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準・配点

審査項目	審査内容	配点
①事業目的及び内容の理解度	・ 事業目的及び内容に関する理解や認識が十分にあるか。 ・ 提案内容が、事業の趣旨に合っているか。	5点
②企画内容	・ 番組内容 ・ 府議会の広報動画であることがわかる内容になっているか。 ・ 府議会の取組みや活動など府民に分かりやすく伝わる内容になっているか。 ・ 府議会広報としての品位を保つ内容になっているか。	25点
	・ 無関心層等への訴求 ・ 府議会に関心をもってもらえるような内容になっているか。 ・ 全年齢層にわたる府議会活動に対する無関心な層に訴求できるものになっているか。	20点

	<ul style="list-style-type: none"> ・斬新性 ・事業効果 	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府議会公式 YouTube により、議会中継と相互連携を図るなどインパクトが強く議会広報としての事業効果が見込まれる動画を企画・制作し、効率的に配信になっているか。 	10点
③広報展開	<ul style="list-style-type: none"> ・府議会活動に対する無関心な層を意識しつつ、番組を広く効果的に認知してもらう工夫がなされているか。 ・二次使用など大阪府議会活動を効果的に広報するための工夫がなされているか。 		10点
④ネットワークの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業者の持つメディアに関するネットワークをいかした提案がなされているか。 		10点
⑤スケジュール及び事業実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・契約期間内に事業を計画的かつ効率的に実施できるスケジュールが提案されているか。 ・事業を実施するうえで十分な体制が構築されているか。 		10点
⑥価格点	<p>【価格点の算定式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満点（5点）×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格 ※小数点以下は切り捨て 		5点
⑦社会性（福祉点）	<ul style="list-style-type: none"> ・常用労働者40人以上の場合、法定雇用障がい者数を超える障がい者を雇用しているか。 または、常用労働者40人未満の場合、1人以上障がい者を雇用しているか。 		5点

(3) 提案が1者の場合の取扱い

提案が1者の場合は、当該提案を審査し「7(2)審査基準・配点」の評価点の合計点数が60点以上ある場合は採択し、契約交渉相手方として決定します。

(4) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採否に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を大阪府議会ホームページ (<https://www.pref.osaka.lg.jp/gikai/index.html>) において公表します。

応募者が2者以上であった場合の次点者の評価点は公表しません。

- ① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点 * 価格点・提案金額
- ② 全提案事業者の名称 * 受付順
- ③ 全提案事業者の評価点 * 評価点順 内容は①に同じ
- ④ 最優秀提案事業者の選定理由 * 講評ポイント
- ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由
- ⑥ その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

(5) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

- ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。
- (2) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。
- (3) 契約に際して、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書（様式11）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。
- (4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間に、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間に、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
 - イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければなりません。

ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。

 - ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。
 - イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。
 - ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。
 - エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。
 - オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。
 - カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。
- (7) (6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除します。
 - ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金

額は、契約金額の100分の5以上)を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。

イ 大阪府財務規則(昭和55年大阪府規則第48号)第68条第3号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出(国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模(当該契約金額の7割以上)の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき)。

ウ 大阪府財務規則第68条第6号に該当する場合

9 その他

応募にあたっては、令和7年度大阪府議会広報動画制作及び配信業務に係る公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し、遵守して下さい。